

相談の概要（盲導犬について）

1 相談者

民間賃貸住宅（集合住宅）で単身生活している視覚障害の女性

2 相談主訴

賃貸住宅の管理会社に盲導犬の受け入れを拒否されて困っている。盲導犬を理解してもらえるよう調整して欲しい。

3 相談概要

- 相談者はこれまで白杖を用いて単独歩行してきたが、急激に視力が衰えたため、盲導犬を迎えたいと考えている。
- 現在住んでいる賃貸住宅はペット飼育不可の物件であり、相談者も承知で入居した。
- 管理会社の担当者に相談したところ、①動物を飼育できる環境ではない、②他の居住者に理解が得られない、③同物件内に飲食店が入居しているという理由で盲導犬は受け入れられないと言われた。

4 広域専門指導員の対応

管理会社を訪問し、受け入れ拒否の理由を詳しく確認した。そのうえで身体障害者補助犬の趣旨と規定、盲導犬とペットの違い、利用者の責務を説明し、集合住宅で盲導犬を受け入れている事例の情報提供を行った。

また、飲食店は調理スペースを除いて盲導犬の同伴が可能であるため、上記③は受け入れ不可の理由には当たらないことを助言した。

後日、家主に上記を報告し再度検討したが、やはり上記①②の理由で盲導犬は受け入れできない、と管理会社より回答があった。

5 検討内容

身体障害者補助犬法上、民間集合住宅での受け入れは努力義務であり、拒否しても罰則がない。家主の立場で考えると、積極的に受け入れる気持ちになりにくいのではないか。このような状況で盲導犬の受け入れを促していくには、どのような働きかけが必要か。

また補助犬に関しては、不動産分野以外でも、公共交通機関、飲食店、医療機関での受け入れ拒否の相談が多く寄せられている。稼働頭数が県内で29頭と少ない中で、事業者や県民に対し補助犬に関する正しい知識と理解を広めるためには、どのような周知方法が効果的か。

参考 障害者福祉推進課での身体障害者補助犬の普及・啓発取り組み状況

○平成25年10月4日

補助犬啓発ポスター約500枚を千葉県本庁及び出先機関等並びに各市町村に配布。

○平成26年2月17日

「ほじょ犬もっと知ってBOOK」、「医療機関向け ほじょ犬もっと知ってBOOK」及び「ほじょ犬ステッカー」を県内各地区医師会長（千葉市、船橋市、柏市医師会は除く）に配布

○平成26年5月20日

東日本盲導犬協会主催「盲導犬ふれあいキャラバン」のポスターを県内全市町村に配布し、掲示を依頼した。

○平成28年9月7日

「ほじょ犬もっと知ってBOOK」及び「ほじょ犬ステッカー」を各4800部ずつ千葉県食品衛生協会及び千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合に送付し、補助犬の同伴受入れ義務の周知について協力を依頼した。

上記の他、広域専門指導員も障害者差別に関する周知活動の中で、各事業所に対し、補助犬についての普及啓発活動を「ほじょ犬もっと知ってBOOK」及び「ほじょ犬ステッカー」を用いている。

○令和元年度実績

- ・医療機関19カ所、飲食店6カ所、教育機関2カ所、タクシー会社1カ所 計28カ所